

Ⅱ 精神障がい者のための保健福祉制度

1 精神障害者保健福祉手帳とは？

「精神障害者保健福祉手帳」は、精神障がいを持つ方に対して自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されます。手帳を取得すると税制上の優遇措置や各種サービスが受けやすくなります。また、障がい者雇用の対象として、企業等での雇用率の算定対象となります。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の概要

■手帳の対象者

精神科の病気（知的障がいを除く）のため日常生活や社会生活にハンディキャップがある方で、手帳の交付を希望する方に交付されます。入院や在宅による区別や年齢による制限はありません。ただし、申請には初診日から6か月以上経過している必要があります。

■手帳の申請、交付の窓口

手帳の申請、交付の窓口はお住まいの市町村です。

■手帳の申請に必要なもの ②③はどちらかの用意が必要です。

①申請書

市町村の障がい福祉の窓口または主な精神科医療機関にあります。

②医師の診断書

精神障害者保健福祉手帳用の診断書で、初診日から6か月以上経過した時点のもの。

診断書の有効期限は作成日より3か月以内。

③障害年金証書の写し等

精神の障がいを理由とした「年金証書の写し」または「年金裁定通知書」を添える場合は、直近の「年金振込通知書」または「年金支払通知書」が必要です。

④顔写真（縦4cm×横3cm） 1年以内に撮影したもの。

※自立支援医療（P20参照）と同時申請の場合は、それぞれに申請書を提出します。

診断書は手帳申請用の診断書1枚で兼用となります。

しかし、手帳は2年ごと、自立支援医療は1年ごととそれぞれ有効期間が異なりますので、更新時期については注意が必要です。

■手帳の等級

障害等級は1・2・3級があり、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障がいの程度から総合的に判定されます。

- 1級 単独での日常生活が困難な状態
- 2級 日常生活に著しい制限を受ける状態
- 3級 日常生活や社会生活に制限を受ける状態

■有効期限 2年（更新の場合、有効期限の3か月前から手続可能）

保健福祉制度



写真

氏名
住所
生年月日

障害等級
手帳番号

級号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

交付日
有効期限
(更新)
(更新)
(更新)
(更新)

長野県

印

備考

1. 医療や生活などのことで相談されたいときは、居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センター、保健福祉事務所などにご相談ください。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を（変更または転入先の市町村へ）提出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から居住地の市町村で行うことができます。

(2) 手帳を持っていると受けられるサービス

■税制上の優遇措置

精神障害者保健福祉手帳の等級に応じて税制上の優遇措置を下記の表のとおり受けることができます。手帳の障害等級で優遇措置の内容が異なりますので注意してください。

※税制上の優遇措置については、法律の改正等により内容等が変更になることがありますので、詳細は各問い合わせ先に確認してください。

【税制上の優遇措置の概要】

(平成28年4月1日現在)

措 置	内 容				問い合わせ先
所得税に関する障害者控除	本人（納税者自身）または扶養者（必ずしも同居していなくてもよい）の課税所得から以下の金額が控除されます。				税務署 （給与所得者の場合、勤務先の給与担当）
		障害者 (2級・3級)	特別障害者 (1級)	同居の 特別障害者	
	本人	27万円	40万円	—	
	配偶者・ 扶養親族	27万円	40万円	75万円	
住民税に関する障害者控除	本人または扶養者（必ずしも同居していなくてもよい）の課税所得から以下の金額が控除されます。				市町村民税担当課（給与所得者の場合、勤務先の給与担当）
		障害者 (2級・3級)	特別障害者 (1級)	同居の 特別障害者	
	本人	26万円	30万円	—	
	配偶者・ 扶養親族	26万円	30万円	53万円	

措置	内容	問い合わせ先
利子等の非課税（マル優・特別マル優）	一定の手続きにより預け入れた郵便貯金・少額預金（少額貯蓄非課税制度＝マル優）、購入した少額公債（少額公債非課税制度＝特別マル優）については、各制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。	金融機関、証券会社等
相続税の障害者控除	障がい者が遺産を相続した場合には、障害等級により一定の割合で相続税が減額になります。 1級 20万円×（85歳に達するまでの年数） 2・3級 10万円×（85歳に達するまでの年数）	税務署
贈与税の非課税	手帳の交付を受けている本人を受益者として、信託会社等と特別障害者扶養信託契約を締結した場合、信託受益権の価額のうち、それぞれ次の価額までは贈与税の課税価格に算入されません。 1級 6000万円 2・3級 3000万円	信託銀行等
自動車税・自動車取得税など（県税）	手帳1級の交付を受けている本人または生計同一者が所有する自家用の自動車で、本人や、通院・通学・通勤その他の日常生活の必要のために同一生計者または日常的介護者が運転する自動車1台に限り、自動車税が減免されます。減免限度額が設定されており、自動車税は45,000円まで、自動車取得税は自動車取得価格250万円に税率を乗じた額までです。	地方事務所税務課
軽自動車税の減免（市町村税）	手帳1級の交付を受けている本人または生計同一者が所有する自家用の自動車で、本人や、通院・通学・通勤その他の日常生活の必要のために同一生計者または日常的介護者が運転する軽自動車1台に限り、軽自動車税が減免されます。 ※免除対象を広げている場合もありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。	市町村税務課

■生活保護 障害者加算

生活保護を受給している者の障害者加算の認定については、原則として障害基礎年金を受給している場合に行われます。ただし、障害基礎年金の受給申請中かまたは受給権がなくても、精神保健福祉手帳1・2級を所持している場合は、障害者加算の対象となることがあります。

生活保護については、P18を参照してください。

■無料電話番号案内（ふれあい案内）

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は電話番号が無料で案内されます。申し込みについては下記の連絡先にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-104174
受付時間 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

Ⅱ 精神障がい者のための保健福祉制度

■携帯電話障がい者割引

主な割引内容を掲載しましたが、内容や手続き方法の詳細については各社へお問い合わせください。

(平成28年4月1日現在)

保
健
福
祉
制
度

会社名	サービス名	割引内容
NTTドコモ	ハーティ割引	<ul style="list-style-type: none"> 基本プランの対象プラン基本使用料 1,700円割引 各種サービス月額使用料 60%割引 (iモードや留守番電話など) テレビ電話通信料が音声通話料と同額
au	スマイルハート割引	<ul style="list-style-type: none"> 各種「電話カケ放題プラン」基本使用料 1,700円割引 上記以外の基本使用料 50%割引 au電話への通話料、SMS(Cメール)送信料 テレビ電話通話料/一般電話への通話料 50%割引 他社携帯電話・PHSへの通話料、SMS(Cメール)送信料/テレビ電話通話料 20%割引
ソフトバンク	ハートフレンド割引	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトプランの基本使用料 無料 スマ放題/スマ放題ライトの基本使用料 1,700円割引 ホワイトプランのポケット定額サービスを割引価格で利用可能 ホワイトプランのTVコール通信料 50%割引

【問い合わせ先】

(平成28年4月1日現在)

会社名	電話番号・受付時間
NTTドコモ	ドコモ携帯電話・スマートフォンから 151 (無料) 一般電話等から 0120-800-000 (無料) 受付時間 午前9時～午後8時
au	au携帯電話・スマートフォンから 157 (無料) 一般電話等から 0077-7-111 (無料) 受付時間 午前9時～午後8時
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話・スマートフォンから 157 (無料) 一般電話等から 0800-919-0157 (無料) 受付時間 午前9時～午後8時

■県内のバス運賃割引

運賃割引を利用する際には、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。
 詳細については各バス会社にお問い合わせください。

(平成28年4月1日現在)

会社名	内容	電話	
長電バス	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める介護者1名も割引対象	026-295-8008 （本社） 土日祝日は各営業所へ	
千曲バス	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0267-26-2600 （営業部） 土日祝日は 小諸・上田各営業所へ	
西武高原バス	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0267-45-5045 （軽井沢営業所）	
アルピコ交通	長野地区 （旧川中島バス）	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	026-254-6700
	松本地区 （旧松本電鉄バス）	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0263-28-3111
	諏訪地区 （旧諏訪バス）	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0266-72-7141
信南交通	○一般路線バス：運賃5割引・定期券5割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0265-24-0009	
伊那バス	○一般路線バス：運賃5割引・定期券（大人料金のみ）3割引 ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0265-72-5111	
おんたけ交通	○一般路線バス：コミュニティバスに移行、町村毎に一律料金（各町村役場にお問い合わせください） ○高速バス：割引なし ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：各町村役場にお問い合わせください	0264-22-2444	

保健福祉制度

Ⅱ 精神障がい者のための保健福祉制度

保健福祉制度

会社名	内容	電話
関電アメニックス 北アルプス交通事業部	○一般路線バス：運賃5割引 ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）の所持者は介護者1名も割引対象	0261-22-8700
草軽交通	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0267-42-2441
中央アルプス観光	○一般路線バス：運賃5割引 ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（1級）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0265-83-3107
上田バス	○一般路線バス：運賃5割引・定期券3割引 ○対象：本人・介護者 ○介護者の要件：手帳（等級不問）所持者で会社が必要と認める者は介護者1名も割引対象	0268-22-1504

※道路運送法第4条に基づく民間事業者による乗合事業について掲載していますが、掲載を希望しない事業者については掲載していません。

■県内の鉄道運賃割引

運賃割引を利用する際には、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。
詳細については各鉄道会社にお問い合わせください。

(平成28年4月1日現在)

【しなの鉄道】 電話：0268-21-4700

	1級	2級・3級	割引率
普通乗車券	本人（単独）または本人と介助者	本人（単独）	50%
定期乗車券	本人（単独）または本人と介助者	本人（単独）または12歳未満の本人と介助者 (本人が通学定期の場合、介助者は通勤定期扱い)	50%
回数乗車券	本人（単独）または本人と介助者	本人（単独）	50%

【上田電鉄別所線】 電話：0268-39-7117

	1級	2級・3級	割引率
普通乗車券	本人（単独）または本人と介護者	本人（単独）	50%
定期乗車券	本人（単独）または本人と介護者	本人（単独）	50%
回数乗車券	本人（単独）または本人と介護者	本人（単独）	50%

※小児（小学生）の定期乗車券運賃については割引がありません。

■ NHK放送受信料の免除

世帯の所得の状況や、精神障害者保健福祉手帳の障害等級により、放送受信料が全額もしくは半額免除となります。

- ・全額免除：市町村民税非課税の精神障がい者
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ・半額免除：重度の精神障がい者
精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主で受信契約者の場合

受信料免除の申請手続きについては、免除申請書の提出が必要となります。お住まいの市町村障がい福祉担当窓口で申請をすることができます。

受信料免除についての詳細は以下までお問い合わせください。

NHKふれあいセンター（受付時間 午前9時～午後8時 土・日・祝日も受付）
ナビダイヤル 0570-077-077

■ 県独自の主な支援サービス

- ・信濃美術館、東山魁夷館及び県立歴史館の主催する展覧会の観覧料の全額減免
対象者：障害者手帳所持者及び付添の介護者（1名もしくは必要数）
- ・県都市公園のスポーツ施設等の使用料の半額免除
対象者：障害者手帳所持者及び付添の介護者（1名）
- ・県営住宅優先入居、家賃の一部減免
対象者：精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
※障がいの有無に関わらず60歳以上の方は単身入居が認められています。
他にも、手続きにより県営住宅へ単身での入居可となる場合があります。（P34参照）

■ 市町村独自の支援サービス

障がい者に対して各市町村で独自に行っている福祉サービスの詳細については、「市町村単独事業の実施状況一覧」を参照してください。（P44～60参照）

詳細については市町村の窓口にお問い合わせください。

2 障害年金を受けるには？

病気やケガなどにより日常生活や就労が困難になるなどの、一定の障がい認められた場合に支給されるのが「障害年金」です。

受給要件の確認や書類の作成など、複雑な手続きがあるため、年金事務所・市町村の年金担当課など地域の相談機関や病院の医療ソーシャルワーカーなどと相談していくと良いでしょう。

(1) 障害年金の概要

■対象となる精神の障害（傷病名）

統合失調症・気分（感情）障害・症状性を含む器質性精神障害・てんかん・知的障害・発達障害などです。

■年金の種類

障害基礎年金 拠出制と無拠出制があります。 （窓口：市町村）

◆拠出制……初診時に国民年金に加入していた場合

◆無拠出制……初診日が20歳以前の場合（20歳以前に初診日がある方は保険料を納めていなくても対象になります）。ただし、この場合は本人の所得により支給制限があります。

障害厚生年金 初診時に厚生年金に加入していた場合 （窓口：年金事務所）

障害共済年金 初診時に共済年金に加入していた場合 （窓口：共済組合）

※平成27年10月以降は、障害厚生年金と一元化されています。

■障害等級

1～3級（基礎年金は2級まで）

■年金のしくみと年金額 （平成28年4月現在）

	1 級障害	2 級障害	3 級障害
厚生年金保険	障害厚生年金（1級） 報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金（2級） 報酬比例の年金額	障害厚生年金（3級） 報酬比例の年金額
	配偶者の加給年金額 年 224,500円	配偶者の加給年金額 年 224,500円	最低保障額 年 585,100円 (月額 48,758円)
国民年金	障害基礎年金（1級） 年 975,125円 (月額 81,260円)	障害基礎年金（2級） 年 780,100円 (月額 65,008円)	
	子の加算額（1人につき） 年 224,500円 (3人以上1人につき) 年 74,800円	子の加算額（1人につき） 年 224,500円 (3人以上1人につき) 年 74,800円	

(2) 障害年金の請求手続き

■ 受給資格を得るための3つの要件

① 加入要件・・・日本国内に住所がある方で、被用者年金加入者以外の方は20歳で国民年金に加入します（強制被保険者）。

→20歳以上全員に基礎年金番号があります。

厚生年金等の被用者年金から抜けた場合、国民年金の加入手続きが必要です。

② 納付要件・・・**加入すべき期間（20歳から初診日までの期間）のうち一定期間以上保険料を納付している（滞納がない）**ことが必要です。ただし、初診日の時期によって納付要件が異なるので注意が必要です。

※20歳前に初診日がある場合はこの要件は必要ありません。（無拠出制）

③ 障害状態要件・**障害認定日に障がいの程度が一定の障害状態に該当している**ことが必要です。

ただし、障害認定日に該当していなくても65歳（昭和36年4月1日前に初診日がある場合は75歳）までに、障がいの程度が一定の状態になったときに請求できます。

（→事後重症による請求）

保険料の納付要件

保険料の納付要件とは、初診日の前日において、

① 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上であること

となります。

ただし、初診日が平成28年4月1日前であって、初診日に65歳未満の場合は、①の特例として、

② 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、保険料の未納期間がなければよいことになっています。

※初診日が平成3年5月1日以前の場合は、納付要件が異なりますので、詳細は年金事務所にお問い合わせください。

■ 障害認定日

障がいの程度を定める日のことで、原則的には、初診日から1年6か月経過した日のことをいいます。

ただし、初診日から1年6か月経過した日が20歳前の期間にある場合は、20歳の誕生日の前日が障害認定日となります。

障害年金の請求時に提出する診断書は、障害認定日とされる日以降3か月以内（20歳前に障害認定日がある場合は20歳時の3か月前後）の現症を記載した診断書であれば、障害認定日時点の診断書として認められます。

Ⅱ 精神障がい者のための保健福祉制度

※初診日が昭和49年7月31日以前にある場合は、初診日から3年経過した日が障害認定日となります。

■請求の種類

①障害認定日による請求

障害認定日に障がいの状態が年金の障害等級表に該当する場合の請求です。

②遡及請求

障害認定日に障がいの状態が年金に該当し、障害認定日から1年以上経ってから請求する場合があります。この請求で年金受給となった場合、年金の支払いは5年前までです。

遡及請求の場合、障害認定日の診断書と現在（請求時）の診断書の2枚の用意が必要です。

③事後重症による請求

障害認定日以後、65歳になる前日までに、障がいが重くなり年金に該当する状態になった場合の請求です。

④初めて2級以上の障がいに該当したことによる請求

もともと3級以下の障がいがあり、後の新たな障がいを併せることにより、65歳になる前日までに2級以上の障がいに該当する場合に請求できます。

■手続き

各該当窓口年金請求書、診断書、病歴状況申立書、年金手帳、戸籍謄本など必要書類を提出します。およそ2～3か月で決定通知が届きます。

(3) 請求後・決定後の手続き

■障害状況確認届

毎年、誕生日（20歳までに初診のある「無拠出制」の障害年金の場合7月）に、「確認届」が日本年金機構から送付されてきます。住所・氏名など必要事項を記入し提出します。

■診断書の提出

精神障がいのように、障がいの状態が変化する可能性があるため確認が必要な「有期認定」となっている場合、1～5年に一度、診断書の用紙が送られてきます。最近の状態を主治医とよく話し合い作成してもらい提出してください。

■改定請求

障害年金の裁定（支給の決定）を受けて1年以上経った後に、障がいの程度が重くなった場合などに、等級の変更を求めることができます。ただし、1年を経過しなくても支給額の改定を請求できる場合があります。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

■不服申し立て（審査請求）

決定内容に不服がある場合は、決定通知を受け取った日の翌日から3か月以内に地方厚生局内に設置された社会保険審査官へ不服申し立てをすることができます。

(4) 留意点

■年金の併給

原則として老齢年金と障害年金の併給はできません。
ただし、平成18年4月から、65歳以上の方で、障害基礎年金と老齢厚生（退職共済）または遺族厚生（遺族共済）年金の受給権が同時にある場合、同時に両方の年金を受給することができるように改正されました。障がいを有しながら働いたことが、年金制度上評価される仕組みとなっています。併給を申請する場合、管轄の年金事務所に選択申立書の提出が必要です。

■保険料の法定免除

障害年金1・2級を受けている場合や生活保護を受けている場合、国民年金保険料は免除されます（保険料の法定免除）。

(5) 特別障害給付金（窓口：市町村）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより無年金となり、障害年金に該当にならない場合に対応する制度です。平成16年12月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が成立しています。

■対象者

次のいずれかに該当し国民年金に任意加入しなかった方のうち、当該任意加入期間中に初診日があり、請求時の障がいの状況が、障害基礎年金1・2級相当に該当する程度の障がいの状態にある方が対象となります。

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済年金等加入者の配偶者など

■支給額（平成28年6月現在）

障害基礎年金1級に該当する方	基本月額	51,450円
障害基礎年金2級に該当する方	基本月額	41,160円

※特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年自動的に見直されます。

■留意点

- ・給付金は、認定されると請求月の翌月分から支給されます。
- ・原則として、65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。
- ・特別障害給付金を受給している場合は、国民年金保険料の免除が可能です（毎年申請が必要）。
- ・障害基礎年金の無拠出制と同じ基準で、所得制限があります。

3 各種手当を受けるには？

障がいの状況に応じて、各種手当が受けられる場合があります。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 特別障害者手当 | 在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上の障がい者に支給 |
| (2) 障害児福祉手当 | 在宅で常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に支給 |
| (3) 特別児童扶養手当 | 障がいのある20歳未満の児童を監護する養育者に支給 |
| (4) 児童扶養手当 | 父の死亡、父母の婚姻解消等の要件に該当する18歳未満の児童を監護する養育者に支給 |
- また、保護者等の万が一に備える共済制度があります。
- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (5) 心身障害者扶養共済制度 | 保護者等が掛け金を納め、死亡や重度の障がいを負った場合支給 |
|-----------------|-------------------------------|

(1) 特別障害者手当 (窓口：市町村)

■対象者

身体または精神（知的障がい者を含む）に著しい重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の者

■支給制限

- ・施設に入所、医療機関に3か月以上入院している場合
- ・本人または同居している配偶者及び扶養義務者の前年度の所得が一定以上ある場合

■支給金額（平成28年4月現在） 月額 26,830円

(2) 障害児福祉手当 (窓口：市町村)

■対象者

精神（知的障がい者を含む）又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の者
(身体障害者手帳1・2級所持者の一部、最重度の知的障がい者、常時介護を要する精神障がい者)

■支給制限

- ・施設に入所している場合（特別支援学校の寄宿舎等は除く）
- ・本人または同居している配偶者及び扶養義務者の前年度の所得が一定以上ある場合

■支給金額（平成28年4月現在） 月額 14,600円

(3) 特別児童扶養手当 (窓口：市町村)

■対象者

重度または中度の精神障がい、身体障がい、知的障がいがある（障害基礎年金と同程度の障がい）20歳未満の児童を監護している父、母または養育者

■支給制限

- ・児童が施設に入所している場合（特別支援学校の寄宿舎等は除く）
- ・本人または同居している配偶者及び扶養義務者の前年度の所得が一定以上ある場合

■支給金額（平成28年4月現在）障がい児1人につき

1級（重度）	月額	51,500円
2級（中度）	月額	34,300円

(4) 児童扶養手当（窓口：市町村）

■対象者

- ・父母が婚姻を解消する等の一定の要件に該当する18歳（20歳未満の障がい児）未満の児童を監護している父、母または養育者に支給
- ・父または母が重度の障がいの状態にある、18歳（20歳未満の障害児）未満の児童を監護している父、母または養育者に支給（精神の障がいについては、労働不能で常時の介護を必要とする程度の方）

■支給制限

- ・所得が一定の額を超える場合（手当の一部または全部が支給されません）
- ・児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっている場合
（父が障害基礎年金の1・2級を受給している場合は、子の加算がつくので該当しません）

■支給額（平成28年8月現在）

児童1人の場合	月額	42,330円（一部支給の場合、所得に応じ減額されます）
第二子加算	月額	10,000円
第三子以降加算	月額	6,000円（1人につき）

平成29年4月から、子どもが2人以上の場合の加算額にも、物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」が導入されます（子供が1人の場合の手当額にはすでに導入されています）。

(5) 心身障害者扶養共済制度（窓口：市町村）

障がい者（児）の保護者等が生存中に掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障がい者になった場合、障がい者本人に終身年金を支給する制度です。障がい者1人につき2口まで加入できます。

■対象者

- ①身体障害者手帳1～3級を所持する方
- ②知的障がい者
- ③精神または身体に永続的な障がいのある方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が①または②の者と同程度と認められる方

II 精神障がい者のための保健福祉制度

■加入者

障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者など）で、次の全ての要件を満たしている方

- ① 県内に住所があること
- ② その年の4月1日における年齢が65歳未満であること
- ③ 特別な疾病または障がいのない健康な状態であること
- ④ 障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること

■年金支給額

支給事由が発生したその月から生涯にわたり年金が支給されます。

1口加入者：月額 20,000円

2口加入者：月額 40,000円

■月額掛金（加入時の年齢で掛金の金額が異なります）

加入時の年齢	1口当たり掛金	加入時の年齢	1口当たり掛金
35歳未満	9,300円	50～54歳	18,800円
35～39歳	11,400円	55～59歳	20,700円
40～44歳	14,300円	60～64歳	23,300円
45～49歳	17,300円		

※平成19年以前に加入された方は、上記の掛金額と異なります。

■掛金の減免（2口目も減免できます）

- ・生活保護受給者 全額免除
- ・県民税非課税世帯 2分の1免除
- ・県民税所得割非課税（均等割）世帯 10分の3免除
- ・障がい者2人以上に対し加入した場合 10分の3免除（2人とも）

■掛金の免除

20年以上継続して加入し（加入者が死亡した場合はそのときまで）、かつ4月1日年齢で65歳に達した加入者は、加入月の応答月からその後の掛金が免除されます。

（免除の要件が、「昭和60年度以前の加入」という場合もありますので詳しくは市町村へお問い合わせください。）

※この他に市町村単独でさらに掛金補助をしている場合があります。（P44～60参照）

■弔慰金

1年以上加入した後、加入者より障がいの方が先に死亡した場合に支給されます。

■脱退一時金

5年以上加入した後、加入者の申出により脱退する場合または加入口数を2口から1口に減らす場合に支給されます。

4 生活費に困るときは？

病気やケガのために経済的な不安があるときに、生活を援助する制度があります。

- (1) 生活保護 病気やケガで働けない等の場合に自活できるまで援助する制度
- (2) 生活福祉資金 生活上様々な場面で必要な資金を貸し付ける制度

(1) 生活保護 (窓口：市福祉事務所・町村)

病気やケガなどで働けなくなったり、働いていても収入が少なく生活に困ったりしている場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していけるようになるまで援助する制度です。

■保護の要件

生活保護を受給するには、働くことが可能な場合はその能力に応じて働き、資産を活用し、扶養義務者などから援助を受けられる場合は援助を受け、他の法律や制度を活用することが前提です。それでもなお生活が営めないときに、その窮する程度に応じて生活保護費が支給されます。なお、認定は生計を同一にしている世帯単位で行われます。

■支給額

支給される金額は、国が定めた基準に基づいて決められます。ただし、労働による賃金や他制度による手当等、収入がある場合は、基準額から収入を差し引いた額が支給されます。障がい等により加算される場合があります。(P6参照)

■手続き

- ①生活保護の申請：住んでいる地域の生活保護担当窓口 (P67～71) に相談し申請手続きをします。
- ②実態調査：生活状況や家族状況、収入や資産の状況、扶養義務者による援助の可否、身体状況等を家庭訪問等行いながら調査します。
- ③決定：原則14日以内 (調査等に日時を要する場合は30日以内) に決定されます。

■保護の種類と基準 物価や生活様式の違いに対応し、居住地ごとに基準額が異なります。

生活扶助	<ul style="list-style-type: none"> 1類・・・食費、被服費など個人にかかる経費で年齢別に決まっています。 2類・・・光熱水費など世帯全体にかかる経費で世帯人員数により決まっています。 加算・・・障がい者、母子家庭等の加算
住宅扶助	家賃や家屋補修など住宅の維持に必要なもの
医療扶助	診察、処置、手術などの治療費、薬剤費など
介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護費など
教育扶助	小・中学校の教育費 (教科書、学用品、給食費など)
出産扶助	出産費用
生業扶助	事業や商売を行う場合の生業費、技能修得費、就職支度費、高等学校等就学費
葬祭扶助	葬祭費用

(2) 生活福祉資金 (窓口：市町村社会福祉協議会)

低所得者や高齢者・障がい者の生活を経済的に支える貸付制度です。生活福祉資金の貸付対象となる世帯は、低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯です。ただし、資金により対象世帯が限定される場合や、該当要件等がありますので、詳細は市町村社会福祉協議会にご相談ください。

【生活福祉資金の種類】 (平成21年10月1日改正)

生活福祉資金には、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類あります。ここでは福祉資金(福祉費・緊急小口資金)についてご紹介します。

資金の種類	貸付要件等	貸付限度額 (上限目安額)	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付 利子	連帯 保証人	
福祉費	生業費	生業を営むのに必要な経費	460万円	貸付日 から 6か月 以内 (分納 送金の 場合は 最終貸付 日から 6か月 以内)	20年	連帯 保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置期 間経過 後)	原則 必要 ただし 連帯 保証人 なし でも 貸付可
	技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間 6月程度：130万円 1年程度：220万円 2年程度：400万円 3年程度：580万円		8年		
	技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
	住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	(250万円)		7年		
	住居転宅費 住宅整備費	住居の移転等、給排水設備等の経費	50万円		3年		
	福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		8年		
	自動車購入費	障がい者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		8年		
	療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随経費含む)及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満：170万円 1年超え：230万円		5年		
	福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満：170万円 1年超え：230万円		5年		
	災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円		7年		
	冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
	残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な資金	(513.6万円)		10年		
その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円	3年				
緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入現のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき 	10万円	貸付日 から 2か月 以内	12か月 以内	無利子	不要	

※緊急小口資金については、既に就職している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

保健福祉制度

5 医療費の負担で困ったときは？

必要な医療を安心して受けることが出来るように、医療費の助けとなる制度があります。

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| (1) 自立支援医療（精神通院医療） | 精神科通院医療費が軽減 |
| (2) 福祉医療費給付事業 | 医療費の自己負担分の支給 |
| (3) 高額療養費制度 | 医療費が一定額以上かかった場合に、月毎の支払額が一定の限度額までで済む制度 |
| (4) 入院時食事療養費の減額 | 世帯の所得状況により減免 |
| (5) 国民健康保険料の軽減と減免 | 世帯の所得状況等により保険料を軽減または減免 |
| (6) 後期高齢者医療制度 | 手続きにより一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方が利用可能な制度 |
| 7 医療費の所得税控除 | 年間10万円以上の場合、確定申告の際に還付 |

(1) 自立支援医療（精神通院医療）（窓口：市町村）

精神疾患（てんかん含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を原則1割負担まで軽減する制度です。

■医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患のために生じた病態（精神疾患の症状であるそう状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺障害によって生じた病態）に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来診療、外来診療での投薬、デイケア、訪問看護等が含まれる）が対象となります。入院医療の費用、公的医療保険が対象とならない治療や投薬などの費用、精神疾患と関係のない疾患の医療費は対象外です。

■自己負担額の概要

世帯の所得水準に応じて、下記のとおり、ひと月あたりの負担上限額（かかった医療費の1割より高い場合は1割相当額）が設定されます。市町村によっては、さらに独自の助成制度（自己負担分の補助等 P63～66参照）を行っているところもありますので市町村窓口にお尋ねください。世帯の範囲は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

所得区分	対象世帯		月額負担上限額	
			一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護世帯		0円	0円
低所得1	市町村民税	本人の収入が年収80万円以下	2,500円	
低所得2	非課税世帯	上記以外	5,000円	
中間所得層1	市町村民税	世帯の所得割 合計3万3千円未満	医療保険の自己負担上限額	5,000円
中間所得層2	課税世帯	世帯の所得割 合計23万5千円未満		10,000円
一定所得以上		世帯の所得割 合計23万5千円以上		給付対象外 20,000円※

※平成30年3月31日までの経過的特例措置

一定以上の所得のある方は、「重度かつ継続」に認定されることで、月当たりの負担額に上限が設定され負担額が軽減されます。

【「重度かつ継続」の範囲（以下のいずれかに該当となる場合）】

- ① 高額な医療費負担が多数該当の方
 - ・過去12か月の間に高額療養費が4回以上支給されている方
- ② 疾病・症状から対象となる方
 - ・以下の精神疾患の方
 - * 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害、認知症 等）
 - * 精神作用物質使用による精神及び行動の障害（アルコール依存症、薬物依存症 等）
 - * 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 - * 気分障害（うつ病、躁うつ病 等）
 - * てんかん
 - ・3年以上精神医療を経験している医師から、情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療（状態の悪化、悪化予防のための医療を含む）が続けて必要であると判断された方

■ 手続き

申請は、お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口にて、以下のものを提出します。1～2か月ほどで通知が届きます。自立支援医療受給者証とともに、支払いの月額上限の管理のために「自己負担額上限管理票」をもらい、診察等のたびに毎回自己負担額を記入します。

受給者証の有効期限は、原則として1年です。毎年、更新が必要です。継続して支給を希望する場合は、有効期限終了日の3か月前から更新申請の手続きができます。

- 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
- 診断書（精神通院医療用）（2年に1度提出）
- 世帯（保険単位）を確認するための書類
 - ・ 国民健康保険の方 ⇒ 「世帯」全員の被保険者証の写し
(住民票の写しも必要となる場合があります)
 - ・ 健康保険の方 ⇒ 本人の名前が記載されている被保険者証や被扶養者証等の写し
- 所得区分の認定に必要な書類
 - ・ 課税世帯 ⇒ 市町村民(住民)税の課税状況が確認できる資料(課税証明書)
 - ・ 非課税世帯 ⇒ 市町村民(住民)税の非課税証明書、本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が確認できる書類(障害年金などの振込通知書の写しなど)
 - ・ 生活保護世帯 ⇒ 生活保護受給証明書

※自立支援医療の有効期限を調整し、精神障害者保健福祉手帳と同時申請とすることが可能です。また、その場合は、手帳用診断書1枚で兼用となります。詳しくは市町村の担当窓口へご相談ください。

■ 受診医療機関

医療費の軽減が受けられるのは、各都道府県または指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られています。医療の重複がなく、やむを得ない事情がある場合を除き、複数の医療機関(通院医療機関と他のデイケアを行う医療機関や複数の薬局等)を自立支援医療の対象とすることはできません。申請者の利便性や緊急時対応の理由では認められません(厚生労働省の指導によります)。

(2) 福祉医療費給付事業 (窓口：市町村)

精神科のみならず、医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分を支給します。お住まいの市町村より受給者証の交付を受け、県内の医療機関窓口で提出のうえ受診すると、窓口で一度支払った医療費が、後日福祉医療費として市町村より支払われます。

補助対象	所得制限
乳幼児 (通院：小学校就学前まで 入院：小学校3年生まで)	なし
障がい者	
身体障害者手帳1級(入院・通院対象)	特別障害者手当準拠
身体障害者手帳2級(入院・通院対象)	
身体障害者手帳3級(入院・通院対象)	
療育手帳A1(入院・通院対象)	特別障害者手当準拠
療育手帳A2(入院・通院対象)	
療育手帳B1(入院・通院対象)	
65歳以上国民年金法施行令別表該当 (入院・通院対象)	
精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	特別障害者手当準拠
精神障害者保健福祉手帳2級 (自立支援医療精神通院医療分のみ)	所得税非課税者
母子家庭等	
配偶者のない女子で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者(入院・通院対象)	児童扶養手当準拠
同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童(入院・通院対象)	
父母のない18歳未満(高等学校卒業まで)の児童(入院・通院対象)	
父子家庭	
配偶者のない男子で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者(入院・通院対象)	児童扶養手当準拠
同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童(入院・通院対象)	

※補助対象者により、支給内容が異なりますのでご注意ください。

※1か月あたり医療機関ごとに500円、薬局ごとに500円の一部自己負担があります。

※上記は県の補助対象であり、市町村によっては上記以外に対象を広げているところもあります。

助成方法も異なる場合がありますので、P63～66を参照いただき、各市町村にご確認ください。

(3) **高額療養費制度** (窓口：加入している健康保険の担当窓口)

病気やケガなどで診療を受け、医療費（入院時の食費負担や差額ベッド代等除く）が高額になった場合に、月毎の支払額を一定にとどめられる制度です。

■70歳未満の方の自己負担限度額（1か月あたり）

70歳未満の者については、同一月における同一の医療機関等に支払った自己負担額が21,000円以上のおとき、同一世帯の21,000円以上支払ったものを合算して、自己負担限度額を超えた部分が対象となります。

所得区分	自己負担限度額	多数該当（※）
健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
健保：標準報酬月額53～79万円 国保：年間所得600～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
健保：標準報酬月額28～50万円 国保：年間所得210～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
低所得者(市町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

■70歳以上の方の自己負担限度額（1か月あたり）

75歳に達する日の属する月に受けた療養（75歳到達時特例対象療養）については、自己負担限度額は以下の額の2分の1になります。ただし、75歳の誕生日がその月の初日の場合は適用されません。75歳以上の方は、後期高齢者医療制度（P25）で医療を受けます。

所得区分		外来 (個人ごと)	自己負担限度額	多数該当 (※)
現役並み	健保：標準報酬月額28万円以上 国保：年間所得145万円以上 (例外規定あり)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：現役並み・低所得以外	12,000円	44,400円	
低所得 (住民税 非課税)	低所得Ⅱ(年金収入80～160万円)	8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ(年金収入80万円以下)		15,000円	

※「多数該当」1年間(直近12か月)に、同一世帯が3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の支給に該当

■手続き

① 高額療養費限度額認定を利用する場合（事前申請）

高額療養費について、医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。限度額認定を受けるには、事前に各保険者の担当窓口にて「限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。

ただし、非課税世帯でない70歳以上の方は、事前の手続きの必要はありません（70歳～75歳未満の方は「高齢受給者証」を、75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に提示してください）。

② 高額療養費を支給申請する場合（事後申請）

申請は、加入保険の担当窓口で支給申請書を提出または郵送して行います。申請後、約3か月で高額療養費の振込みがあります。申請書記入には以下のものを用意することが多いようです。

- ・保険証
- ・印鑑
- ・医療機関で支払った領収書
- ・口座の番号が分かるもの

加入する保険の仕組みにより、手続きの流れが異なることがあります。詳しくは、加入している健康保険の担当窓口へお問い合わせください。

(4) 入院時食事療養費の減額（窓口：加入している健康保険の担当窓口）

入院時食事療養費は一部自己負担（高額療養費払戻し対象外）がありますが、住民税非課税世帯には減額措置があります。減額を受ける場合には、事前に加入している保険者の担当窓口にて、「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受ける必要があります。

区 分		1食あたりの食事療養費
一般		360円
市町村民税非課税世帯	入院90日以内	210円
	入院90日を超えている場合	160円
	所得が一定基準に満たない 70歳以上の方	100円

(5) 国民健康保険料の軽減・減免（窓口：市町村）

保険料減免制度は国民健康保険独自の制度です。保険料は被保険者の所得等に応じて計算されますが、世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、保険料が軽減されます。また、特別な事情が生じ、保険料の納付が困難となったときには、申請により減免されます。

■保険料の軽減

世帯の前年度の所得が国の基準を下回る場合、保険料（均等割・平等割）が軽減されます。申請は必要ありませんが、所得未申告の世帯は適用されませんので、世帯主と保険に加入している者全員が所得や生活状況を申告する必要があります。雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者（P39参照）として失業等給付を受ける方についても保険料の軽減の対象となる場合がありますので、市町村窓口にお問い合わせください。

保険料が軽減される世帯	軽減の内容
前年度中の所得が33万円以下の世帯	7割軽減
前年度中の所得が33万円＋（26万5千円×被保険者及び※特定同一世帯所属者の人数）以下の世帯	5割軽減
前年度中の所得が33万円＋（48万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）以下の世帯	2割軽減

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、同一の世帯に属する方。移行後5年経過した場合は該当外となります。

■保険料の減免

離職・災害・所得の著しい減少等の特別な事情がある場合、申請により保険料が減免されます。申請減額基準は各市町村で定められていますので、詳細については、お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

(6) 後期高齢者医療制度 (窓口：市町村)

この制度の運営は、各都道府県単位で行い、長野県は県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行います。

被保険者は、長野県内にお住まいの

- ① 75歳以上の方
- ② 一定程度の障がい（精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する方、療育手帳の重度(A)に該当する方 等）のある65歳以上75歳未満の方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）です。

医療機関等の窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割あり、収入によっては従来より負担が低くなる場合があります。しかし、加入することで、保険料が従来より低くなる場合と高くなる場合があります。

7 医療費の所得税控除 (窓口：税務署)

その年の1月1日から12月31日までの間に、本人または家族が支払った医療費（保険金等で補填される金額は除く）から、10万円（所得が200万円以下の場合、所得の5%）を差し引いた残りの1割が税金から還付されます。医療費控除を受けるには、確定申告が必要です。還付申告は5年までさかのぼることができます。

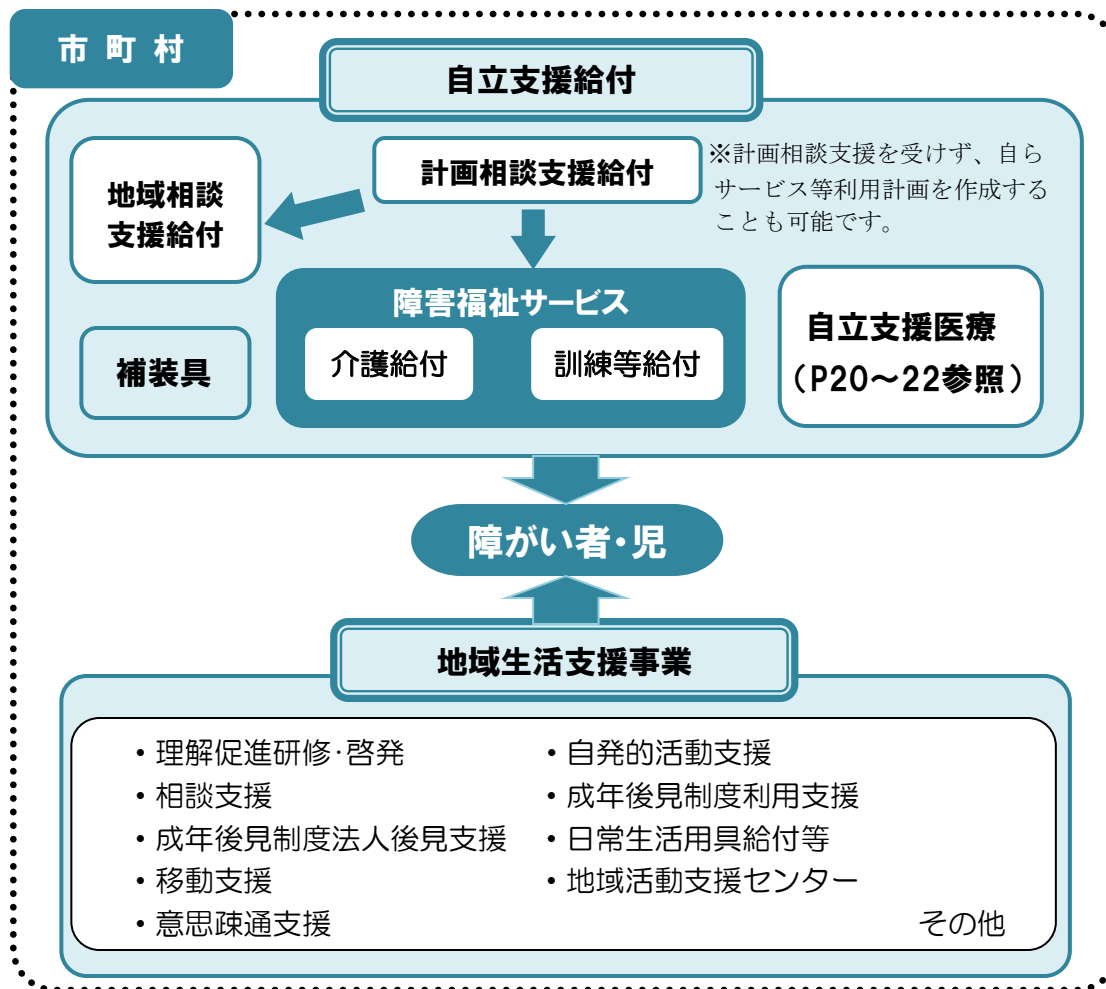
6 地域での生活で使えるサービスは？

地域での生活や住まいに不安を感じ、何らかの支援を希望する場合、様々な障害福祉サービスや各種の事業等を組み合わせて利用することができます。市町村窓口（P67～71）や、病院のソーシャルワーカー、障がい者総合支援センターのコーディネーター、地域の相談支援専門員など、身近に相談できる方と一緒に考えていくことをおすすめします。

- (1) 障害者総合支援法 自立支援給付や地域生活支援事業等の支援があります。
- (2) 介護保険法 介護などのサービスを受けることができます。
- (3) 長野県単独事業 地域での生活を支えるサービスを紹介します。
- (4) 県営住宅への単身入居（精神障がい者・知的障がい者）

(1) 障害者総合支援法

ホームヘルプサービスや日中活動の場への通所、施設やグループホームの入居等の障害福祉サービスを希望する場合、障害者総合支援法により、必要なサービスを受けることができます。障害者総合支援法では、障害福祉サービスの他にも、計画相談支援給付や地域相談支援給付、自立支援医療、地域の実情に併せてサービス内容が設定される地域生活支援事業等があります。相談・申請窓口はお住まいの市町村となります。ただし居住地特例により、入院・入所している場合は、入院・入所前に住んでいた市町村になります。



① 自立支援給付による相談支援

■計画相談支援給付：障害福祉サービスを利用する際に、ケアマネジメント（利用者の希望に基づいたサービスの調整）に基づいた本人中心のケアプラン（サービス等利用計画）を作成します。

サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

■地域相談支援給付：病院や施設に長期入院等している障がい者の地域生活移行を促進するとともに、単身者や地域生活が不安定な方などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等による地域定着を図ります。

地域移行支援	施設に入所または長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行う。利用は原則6か月以内（必要に応じ6か月以内で更新可能）。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者や、家族と同居しているが家族等による緊急時の支援が見込まれない障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。利用は原則1年以内（必要に応じ更新可能）。

② 障害福祉サービス

障害者総合支援法の障害福祉サービスには、介護給付と訓練等給付があります。利用者の障害程度や社会活動状況、介護者や居住等の状況により、必要なサービスを組み合わせて利用することができます。

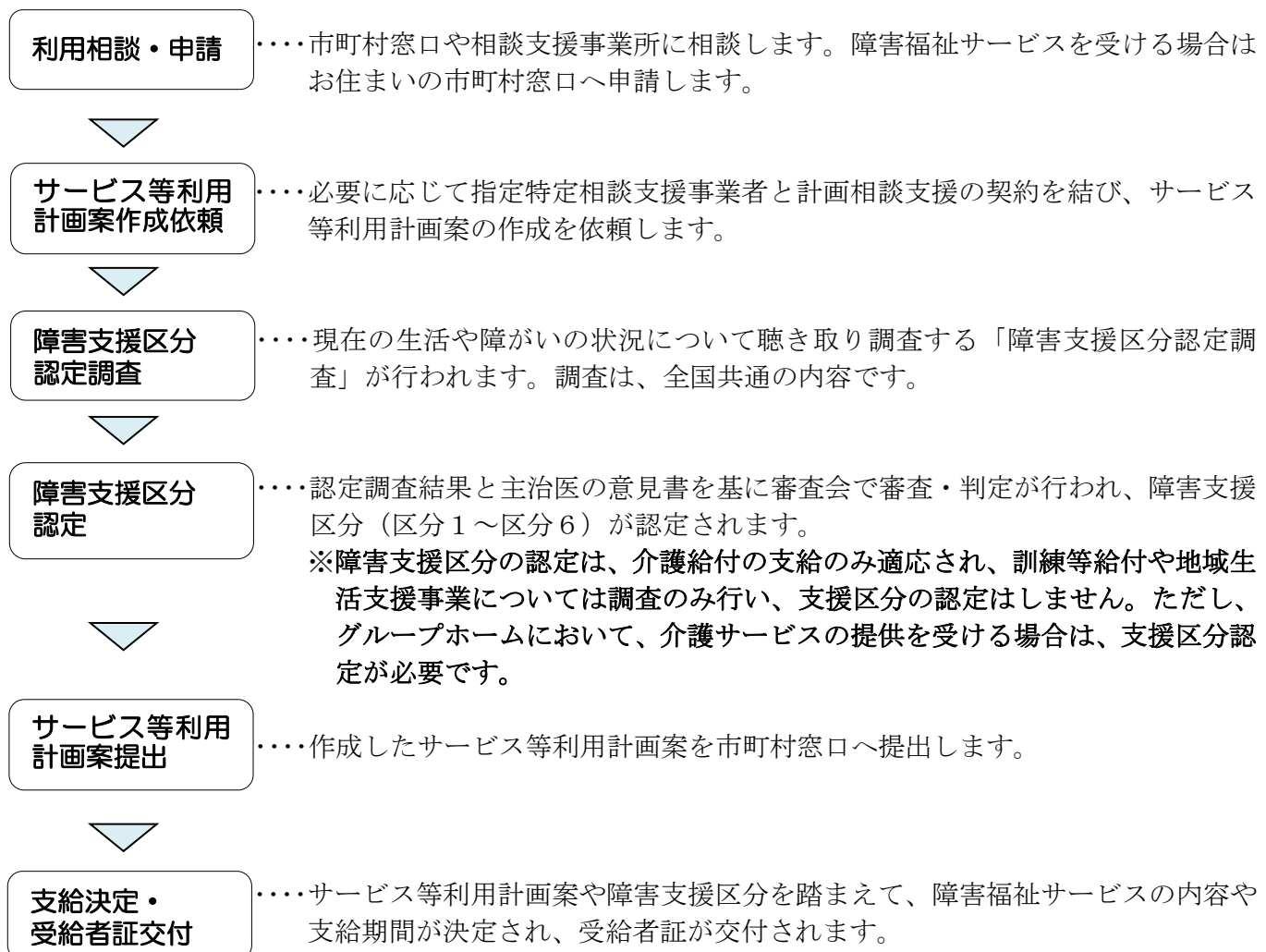
■介護給付：主に、日常生活上の介護の支援を希望するときに利用できるサービスです。

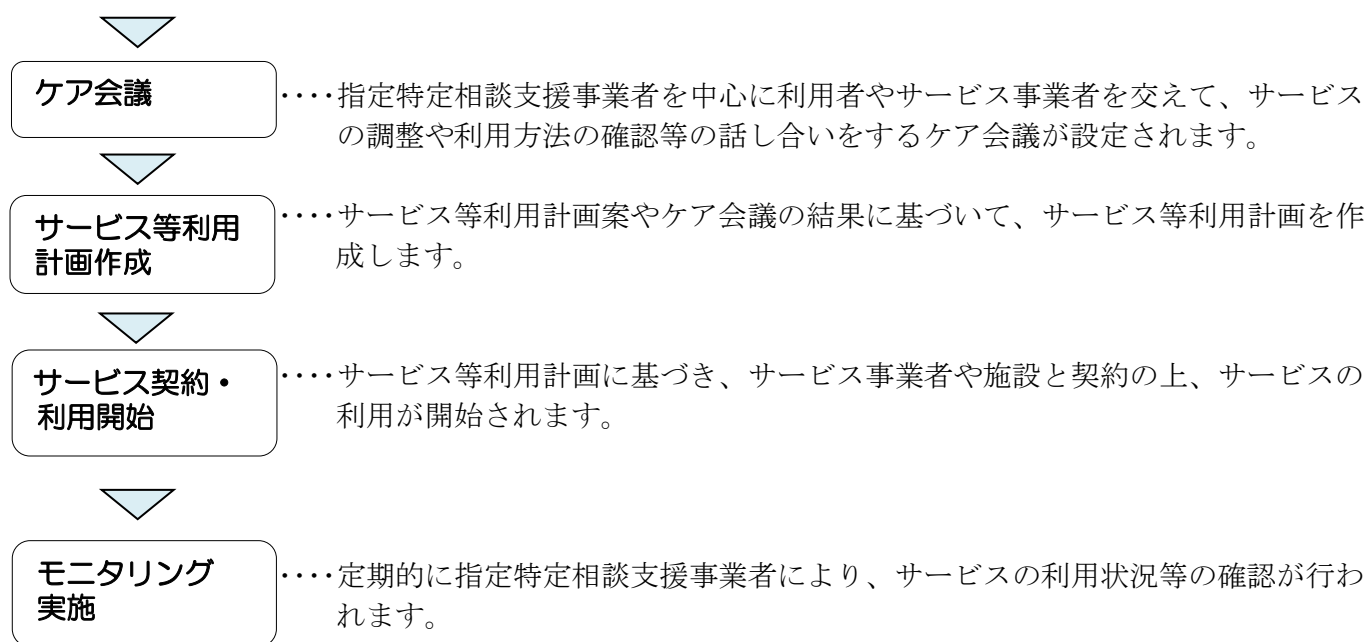
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴や排泄等の身体介護や、掃除・食事作りなどの家事支援を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
生活介護	常に介護が必要な方に、主に昼間、施設で入浴・排泄・食事等の介護や創作活動等の機会を提供。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、昼間、医療機関や施設で機能訓練や療養上の管理・看護・日常生活上の世話等を行う。
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介護、外出時の移動の支援を総合的に提供。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い状況にあると認められた方に、居宅介護などの複数のサービスを24時間体制で包括的に提供。
短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などで介護ができない場合に、短期間施設へ入所し、入浴・排泄・食事の介護等を行う。
施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。

■訓練等給付：主に、生活能力や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです（基本的に18歳以上の方が対象）。

自立訓練 (生活訓練、宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。	
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を提供する（介護サービス包括型と外部サービス利用型あり）。	
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の方に、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図るために必要な訓練を行う。利用は2年以内（最大1年延長）。	
就労継続支援	A型 (雇成型)	対象は、利用開始時65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者。
	B型 (非雇成型)	対象は、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される障がい者。

③ 障害福祉サービス利用の流れ





④ 障害福祉サービスの利用者負担

■月額負担上限額の設定

利用したサービスの1割負担が原則となっていますが、所得に応じた月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。地域相談支援・計画相談支援の利用者負担はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^{※1}	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ^{※2} （入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象。

※2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18・19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18・19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

■高額障害福祉サービス等給付費

世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、申請すると払い戻しされます。次のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となり、世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と基準額との差額が支給されます。

- ・介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・補装具費に係る利用者負担
- ・児童福祉法に基づく障害児支援（入所・通所）に係る利用者負担

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方の額が基準額となります。

- ・1人の障がい児が2枚の受給者証でサービスを受けている場合
- ・障がい児のきょうだいがそれぞれサービスを受けている場合

⑤ 地域生活支援事業

市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。利用方法や自己負担等はお住まいの市町村にご相談ください。

■主な事業メニュー

事業名	内 容
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援
相談支援	障がいのある方、保護者、介護者などからの生活・福祉に関する相談に応じ、必要な援助や情報提供等を実施
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者について、後見人等の報酬等の経費の一部を補助
成年後見制度法人後見支援	市民後見人などの人材の育成・活用を図るための研修
移動支援	屋外での移動が困難な方に対し、外出時の介護や付き添い・見守り等の支援
日常生活用具の給付	重度の障がいのある方に対し、日常生活に必要な自立生活支援用具等を給付または貸与
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を促進する機会を提供
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方（精神障がい者や発達障がい者も含む）を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を実施

(2) 介護保険法

介護保険制度は、市町村等が保険者となって運営し、介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、市町村の認定を受けて、介護などのサービスを受けることができる制度です。

① 介護保険サービスの対象者等

保
健
福
祉
制
度

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳以上65歳未満で、医療保険に加入している方
保険給付を受ける方	原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となった方	初老期認知症、脳血管疾患など、老化が原因とされる病気（16種類の特定疾病）により介護や支援が必要となった方

② 制度が適用される範囲・内容

介護保険で利用できるサービスの種類です。

在宅サービス	
居宅介護サービス（要介護1～5の方）	介護予防サービス（要支援1・2の方）
<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴介護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○住宅改修費の支給 ○福祉用具購入費の支給 ○福祉用具貸与 ○特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防住宅改修費の支給 ○介護予防福祉用具購入費の支給 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （要支援1・2の方と事業対象者） ○訪問型サービス ○通所型サービス ○その他生活支援サービス
施設サービス（要介護1～5の方のみ）	
<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※原則要介護3以上の方が対象（既入所者を除く） ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設（療養病床等） 	
地域密着型サービス	
地域密着型サービス（要介護1～5の方）	地域密着型介護予防サービス（要支援1・2の方）
<ul style="list-style-type: none"> ○小規模多機能型居宅介護 ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型通所介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

③ 介護保険サービス利用の流れ



④ 介護保険サービスの利用者負担

介護保険のサービスを受けた時は、原則として費用の1割（一定以上所得者の場合は2割）が利用者負担となります。

なお、家計への影響に配慮して、負担が著しく高額とはならないように、自己負担額の合計額が一定額を超えた場合は超えた分が払い戻されます（高額介護サービス費）。

支給を受けるためには、市町村に申請する必要があります。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
第1段階	・利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者 ・生活保護受給世帯	15,000円／月
第2段階	・市町村民税非課税世帯の高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	15,000円／月
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円超	24,600円／月
第4段階	・市町村民税課税世帯の方で第1～第3及び第5段階以外	37,200円／月
第5段階	・同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入の合計額が520万（世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円）以上	44,400円／月

※別途、個人単位の負担限度額があります。

■高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険両方に自己負担が生じた場合は、合算後の負担額が軽減されます。決められた限度額（年額）を超えた場合、市町村に申請すると超えた分が支給されます。

(3) 長野県単独事業**① 障がい者支え合い活動支援事業**（窓口：長野県ピアサポートネットワーク）

精神障がい当事者が自らの経験を活かし、同じ障がいに悩む仲間を支援することにより、精神障がい者が安心して地域生活を送り、社会参加が進むことを目的とする事業です。

同じ障がいや病気を体験をした「当事者支援員」が、精神科病院に入院する方や退院間もない方に対し、訪問や面接等による相談支援を行うとともに、地域住民等が障がいへの理解を深められるよう普及啓発活動を行います。

当事者支援員が円滑に活動できるよう、この事業の調整員と長野県ピアサポートネットワーク（P119参照）の事務局のピアスタッフが、訪問派遣に関する調整を行います。

② 心身障がい児(者)タイムケア事業（窓口：市町村）

在宅の心身障がい児(者)の介護者が、一時的に家庭において介護ができないときに、あらかじめこの事業の実施について登録した「登録介護者」に介護を委託することで、その心身障がい児(者)や家族の地域生活について支援します。

- ・登録介護者 近隣に在住する方や知人、社会福祉協議会、施設を運営する法人、民間団体等
- ・利用時間 1人につき年300時間以内
- ・本人負担 飲食物費その他の実費
- ・手続き この事業の利用は登録制ですので、あらかじめ市町村から「タイムケア事業利用登録証」の交付を受けてください。詳しくは市町村の担当窓口へお問い合わせください。

(4) 県営住宅への単身入居（窓口：地方事務所（商工観光）建築課または長野県住宅供給公社）

地域生活移行推進の点から、精神障がい者、知的障がい者の方は以下の手続きをすることで県営住宅へ単身での入居が可能となります。

① 対象者 以下のいずれにも該当する者

- ・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受け得る程度の者
- ・現に社会福祉法人等の支援機関または市町村の委託する相談支援事業所から何らかの日常生活上の支援を受けている、もしくは支援を受ける予定があり、これら支援機関において緊急時の連絡や常時の相談体制を含めた居住支援体制が整備されていること。

② 手続き 地方事務所（商工観光）建築課または長野県住宅供給公社へ以下のものを提出

- ・単身入居資格認定のための申立書
- ・支援機関による居住支援体制を具体的に記載した支援計画書（参考資料として）
- ・医師の診断書等（必要があると認められる場合）
- ・市町村長による単身入居に係る意見書

③ 連帯保証人

入居にあたって原則として連帯保証人は必要ですが、親族との関係が希薄等の事情により連帯保証人を立てることが困難な場合は、市町村長から「県営住宅入居者の確認書」の交付を受けることにより、入居が可能です（世帯での入居の場合も同様）。

7 就労に関する支援制度は？

働くための相談機関には、障害者職業センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターなどがあります。それぞれの機関では、障がい者の就労を支援するために、職業相談や評価、職業準備支援、職業紹介、職場定着支援など就職から職場定着までの各段階にわたる様々な支援制度を実施しています。

- (1) 精神障害者総合雇用支援
- (2) 職場適応訓練
- (3) 障害者トライアル雇用
- (4) 障害者短時間トライアル雇用
- (5) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練
- (6) 事業主に対する助成制度

(1) 精神障害者総合雇用支援（窓口：長野障害者職業センター）

就職を目指す精神障がいのある方や企業に対して、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を行うものです。雇用前から雇用後まで、様々な支援を実施しています。

■雇用促進支援

就職を目指す障がい者に対して、就職活動を円滑に進め適切な職業選択が行えるようになるために相談や評価を実施することで、安定した職業生活のために必要な支援内容をまとめた「職業リハビリテーション計画」を策定します。計画に従い、職業指導や、雇用促進支援として、「作業支援（早期就職支援・ジョブコーチ等移行支援）」「職業準備講習カリキュラム」「精神障害者等自立支援カリキュラム」等の職業準備支援やジョブコーチ支援事業を受けることができます。

■職場復帰支援（リワーク支援）

在職中にうつ病等の精神疾患に罹患され休職を余儀なくされ、回復と共に職場復帰を目指そうとされている方を対象に、主治医、企業の担当者と連携しながら職場復帰のためのコーディネートを行い、支援の計画を策定します。計画に従い、体調等を確認しながら、生活リズムの構築やストレスへの対処方法の習得についての支援や、リハビリ出勤支援等の職場復帰支援を受けることができます。職場復帰後も必要に応じてフォローアップを受けることができます。

■雇用継続支援

在職中に悩みや問題が生じた際に、企業と相談の上、ジョブコーチ支援を実施しています。障がい者が円滑に職場に適応できるように、地域障害者職業センター、または、地域の社会福祉法人等に所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に出向き、職場の人間関係や作業遂行上の課題の解決を図り、就職や職場への定着を目指し支援します。標準的な支援期間は2～4か月です。その他にも、職場への適応の状況に応じて、人間関係の調整等についても助言や支援を受けることができます。

(2) 職場適応訓練（窓口：公共職業安定所）

障がい者の能力に適した作業について、6か月以内（中小企業及び重度障がい者の場合は1年以内）の現地訓練を行い、障がい者が職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は引き続き

雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練期間中、委託した事業主に対して、訓練生1人につき月額24,000円（重度障がい者の場合25,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては訓練手当（雇用保険受給資格者の場合は雇用保険の基本手当）が支給されます。

(3) 障害者トライアル雇用（窓口：公共職業安定所）

障がい者の雇用経験が浅い事業所を中心に、障がい者をトライアル（試行）雇用の形で受け入れてもらい、障がい者雇用のきっかけづくりをするとともに、トライアル雇用期間終了後に、障がい者を一般雇用につなげることを目的とするものです。トライアル雇用期間は原則として3か月間で、その間は事業主と障がい者との間で雇用契約を結び、障がい者に給与を支給します。事業主に対しては、トライアル雇用者1人につき月額最大40,000円（精神障がい者を初めて雇用する場合は月額80,000円）の奨励金が支給されます。

(4) 障害者短時間トライアル雇用（窓口：公共職業安定所）

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい又は発達障がいがある方をトライアル（試行）雇用し、週10時間以上20時間未満の労働時間で3～12か月の期間をかけながら常用雇用への移行を目的とします。事業主に対しては、短時間トライアル雇用者1人につき月額最大20,000円を支給されます。

(5) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（窓口：公共職業安定所または技術専門学校）

国から委託された機関（企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等）が、就労を目指す方を対象に行う就職促進訓練です。訓練内容は、OA事務、パソコン事務、訪問介護員養成、パン菓子製造、ハウスクリーニングなど委託する機関に応じて多種多様です。企業の実際の職場を活用した訓練も実施できます。訓練の期間は原則3か月以内で、委託先機関に対して、職業訓練受講生1人につき月額6万円が支給されます。

コース名	内 容
知識・技能習得訓練コース	在学による知識、技能の習得
実践能力習得訓練コース	企業等の現場を活用した実践能力の習得
e-ラーニングコース	web上での機能を活用したIT技能の習得
特別支援学校早期訓練コース	特別支援学校高等部等の生徒を対象

(6) 事業主に対する助成制度

■特定求職者雇用開発助成金（窓口：都道府県労働局及び公共職業安定所）

障がい者等をハローワークなどの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。この助成金の支給額は、対象者の類型と企業規模に応じて異なります。

■障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）（窓口：公共職業安定所）

障がい者雇用の経験のない中小企業（障がい者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業）において、雇用率制度の対象となるような障がい者（精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、中小企業における障がい者雇用の促進を図ることを目的としています。1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後の日までに法定雇用率を達成した場合に120万円が支給されます。

■ **発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金**（窓口：公共職業安定所）

発達障がい者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、発達障がい者や難治性疾患患者の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。この助成金の支給額は、対象者の類型と企業規模に応じて異なります。

■ **障害者職場復帰支援助成金**（窓口：公共職業安定所）

事故や難病の発症などの原因による中途障がいなどで、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとった事業主に対して助成するもので、中途障がい者などの雇用継続の促進を目的としています。

■ **中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金**（窓口：都道府県労働局）

労働者数300人以下の事業主が、障がい者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障がい者を10人以上雇用するとともに、障がい者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して行われる助成です。この助成金の支給額は、新たに雇い入れた支給対象となる障がい者の数と、施設・設備の設置・整備に要した費用の額に応じて異なります。

■ **障害者職業能力開発助成金**（窓口：都道府県労働局）

障がい者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成するものであり、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。次の2つの助成金から構成されます。

- I 障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設又は設備の設置・整備または更新の費用を助成する「障害者職業能力開発訓練施設等助成金」
- II 障害者職業能力開発訓練事業の運営にかかる費用を助成する「障害者職業能力開発訓練運営費助成金」

■ **障害者雇用安定奨励金**（窓口：Iは公共職業安定所、II・IIIは都道府県労働局）

障がい者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う者を配置する事業主や、特に職場定着に困難を抱える障がい者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するものであり、障がい者の職場適応・職場定着を図ることを目的としています。次の3つの助成金に分けられます。

- I 雇い入れた障がい者の職場定着を支援する者を配置することを助成する「障害者職場定着支援奨励金」
- II 訪問型職場適応援助者による障がい者の職場適応の援助を行うことを助成する「訪問型職場適応援助促進助成金」
- III 企業在籍型職場適応援助者を配置して障がい者の職場適応の援助を行うことを助成する「企業在籍型職場適応援助促進助成金」

8 働いている人が受けられる保障制度は？

働いていたが、病気やケガのために仕事を休んで給料がもらえないときや、失業して収入がないときなど、働けなくなったときの生活を支えるための様々な保障制度があります。

- (1) 健康保険の傷病手当金 病気やケガの療養のために仕事を休み給料がもらえないとき
- (2) 厚生年金の障害厚生年金 病気やケガが原因で障がいが残ったとき
 - ・障害手当金
- (3) 雇用保険の失業給付金 失業したとき
- (4) 労働者災害補償保険 業務上の事由または通勤によるケガや病気をしたとき
- (5) 健康保険の任意継続 退職したとき

(1) 健康保険の傷病手当金 (窓口：全国健康保険協会・加入している健康保険組合)

健康保険に加入している本人が病気やケガの療養のために仕事を休み給料がもらえないとき、安心して療養ができるような生活を保障するために支給されます。

■支給を受けるための要件

- ・業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること（業務上・通勤災害によるものは労災保険の給付対象です。）
- ・療養のため勤務できない状態であること（自宅療養の期間についても対象となります。）
- ・連続3日以上休んでいること（4日目から支給されます。）
- ・給料の支払いがないこと（ただし、給料の額が傷病手当金より少ないときは、差額が支給されます。）

■支給期間

- ・支給開始日から最長1年6か月

■支給額

- ・休業1日につき、標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。
- ・休業中でも給料が支払われているときや、障害厚生年金、障害手当金、労災からの休業補償給付が受けられるようになったときは、傷病手当金は支払われません。ただし、その額が傷病手当金よりも少ないときはその差額が支給されます。

■手続きの方法

- ・「健康保険傷病手当金請求書」を全国健康保険協会または加入している健康保険組合に提出します。（本人が記入した後、事業主の証明と医師の意見の記載をしてもらう必要があります。）
（病気やケガの状況等により添付書類は異なるため、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。）

※退職者の取扱い

退職しても、1年以上健康保険の加入期間があれば、引き続き1年6か月の範囲までは支給を受けられます。ただし、健康保険の加入期間が1年に満たない場合は、健康保険の資格喪失と同時に支給が打ち切られます。

(2) 厚生年金の障害厚生年金・障害手当金 (窓口：年金事務所)

厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やケガが原因で、障がいが残ったときに、障がいの程度によって障害厚生年金や障害手当金が支給されます。(詳細はP11～参照)

■障害厚生年金

- ・障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)に障害等級表の1級または2級に該当する障がいの状態にあるとき、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。
- ・障害等級表の3級に該当する障がいの状態にあるときは、障害基礎年金は支給されませんが、厚生障害年金が支給されます。

■障害手当金

- ・厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、3級の障がいよりやや程度の軽い障がいが残ったときに支給される一時金です。

(3) 雇用保険の失業給付金(基本手当) (窓口：公共職業安定所)

失業したとき、生活の安定と再就職を促進するために給付されます。

■給付を受けるための要件

- ・就職しようとする意思と能力があるにも関わらず、仕事に就く事ができない状態にあること。
- ・離職の日以前の2年間に通算12か月以上雇用保険の加入期間があること。
※ただし、特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者)または特定理由離職者(期間の定めのある労働契約が更新されなかった方、正当な理由ある自己都合により離職した方)については、離職の日以前1年間に通算6か月以上加入期間がある場合でも可。

■手続きの方法

- ・居住地を管轄する公共職業安定所に出向き、求職の申込みをした上、「離職票」を提出します。(事業主から離職票を交付された後、速やかに公共職業安定所に行って手続きをしてください。)
- ・その後、4週間に1回指定された日に本人が公共職業安定所に行き、失業の状態であることの確認(失業の認定)を受けた場合に基本手当が支給されます。

■所定給付日数・受給期間

- ・離職した日の翌日から1年間(受給期間内)の失業している日について、所定給付日数(次ページ表)を限度として、基本手当が受給できます。
- ・1年の受給期間が過ぎると、所定給付日数が残っていても受給できなくなります。

■給付額

- ・離職前の賃金に基づいて決められます。

■失業給付金（基本手当）の所定給付日数

①一般の離職者（定年退職者や自己の意思で離職した者等）

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	—	90日		120日	150日

②特定受給資格者や特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日	270日	—	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

③障がい者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※特定理由離職者については、平成26年3月31日までの間に離職日がある方に限り、給付日数が特定受給資格者と同じになります。

※傷病手当

失業給付の受給資格の決定を受けた後に、病気やケガなどで15日以上職業に就けない状態の場合は、基本手当の代わりに一定期間、同額の傷病手当が支給されます。職業に就けない状態が30日以上続くときは、受給資格者の申し出により、最大3年間まで期間延長が可能です。

(4) 労働者災害補償保険（労災保険）（窓口：労働基準監督署）

業務上の事由または通勤による労働者の負傷、傷病、障がいまたは死亡に対して、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。労災保険料はすべて事業主負担で、労働者負担はありません。最近では、自殺による死亡の場合も、給付の対象とされることがあります。

■療養補償給付（療養給付）

業務上の事由または通勤によるケガや病気で療養を必要とするとき、労災病院や指定医療機関等で無料で治療を受けたり、近くに指定医療機関等がなく他の医療機関等で療養を受けた場合は、その療養の費用が支給されます。

■休業補償給付（休業給付）

業務上の事由または通勤によるケガや病気で働くことができないとき、賃金をもらえない日の4日目から、休業1日につき休業給付基礎日額の60%相当額が給付されます。賃金を支給されない最初の3日（待機期間）は、事業主が労働基準法による休業補償を行わなければなりません。

■傷病補償年金（傷病年金）

業務上の事由または通勤によるケガや病気をした労働者が、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その病気やケガによる障がいの程度が傷病等級の第1～3級に該当するとき、障がいの程度に応じて傷病補償年金が支給されます。（これまで給付されていた休業補償給付が傷病補償年金に切り替えられます。）

傷病補償年金の額は、傷病等級第1級が給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分です。

■障害補償給付（障害給付）

業務上の事由または通勤によるケガや病気が治ったときに、身体に一定の障がいが残った場合に支給されます。障がいの程度に応じて、障害補償年金（障害等級第1～7級に該当する場合）または障害補償一時金（障害等級第8～14級に該当する場合）が支給されます。

(5) 健康保険の任意継続（窓口：全国健康保健協会・加入している健康保健組合）

退職までに2か月以上継続加入していた被保険者及び被扶養者が、退職した日から20日以内に所定の手続きを取れば、2年を限度に在職中と同じ内容の給付を受けることができます。ただし、保険料は事業主負担がなくなるので在職中の約2倍になります。

9 お金の管理や契約などで困ったときは？

一人暮らしをしている等で、お金や通帳など重要なものの管理や重要な契約行為などに、いろいろと心配が出てきたときのために「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」があります。この2つの制度は、ともに“認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護し支援する制度”ですが、制度の仕組みや支援の内容は異なります。

(1) 日常生活自立支援事業（窓口：市町村社会福祉協議会）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、本人と社会福祉協議会が契約して、“日常生活に関わる援助”を行うものです。具体的には、福祉サービスの利用に関する助言や申請援助、日常的な金銭の管理、預金通帳や印鑑等重要な書類等の預かりなどを行い、地域生活を支援します。

■対象者

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分で、日常生活での金銭管理や福祉サービスの利用等がうまくいかない方が対象です。ただし、本人の意思が確認でき、契約行為を理解できることが条件です。

■手続きの流れ

- ① 市町村社会福祉協議会に相談します。
- ② 社会福祉協議会の担当者が自宅等を訪問し、希望する援助など相談にのります。
- ③ 本人の意向を確認しながら「支援計画」と契約書の作成をします。
- ④ 本人と社会福祉協議会が契約を結び、支援計画にそった援助が開始されます。

■費用

- ・相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ・援助は有料です。利用料金は1時間当たり1,000円で、交通費は1km当たり20円です。（生活保護世帯は無料です。）

(2) 成年後見制度（窓口：家庭裁判所）

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が本人を援助する人を選任し、本人の財産の保護・管理や契約などの“法律行為”を本人の代わりに行うものです。具体的には、預貯金や不動産などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだりして、本人を保護・支援します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な方を援助するもので、任意後見制度は、判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ結んでおいた契約に従って援助する制度です。

また、成年後見制度の利用を支援する相談機関として、成年後見支援センター等（連絡先P87）が県内12か所（平成28年10月1日現在）に設置されています。

■法定後見制度

【対象者】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方が対象で、判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3類型があります。

類型	対 象 者	援助者	内 容
後見	判断能力が全くない方	成年後見人	本人の財産を管理し、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした契約を取り消すことができます。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	借金や相続、家の増改築など重要な契約に同意します。保佐人の同意を得ずに交わされた契約 [*] は、取り消すことができます。また、家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して契約の代理をします。
補助	判断能力が不十分な方	補助人	家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。

※民法13条1項所定の行為

【手続きの流れ】

- ①本人や配偶者、4親等内の親族などが、家庭裁判所に後見等開始の申立てを行います。
- ②家庭裁判所において審理が行われ、本人等から事情を伺い、必要な調査を行います。
- ③成年後見人等が選任され、後見等開始の審判が行われます（後見等が開始されます）。

【成年後見人等は誰になるか】

家庭裁判所が成年後見人等を選任します。本人の親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門家や、福祉関係の公益法人等の法人などが選ばれることがあります。一定の研修を受けた市民が成年後見人に選ばれることもあります。

【費用】

後見開始の申立て手続きに関する費用（原則、申立人の負担）がかかります。また、後見人への報酬が必要となる場合があります。

■任意後見制度

【対象者】

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて事前に契約しておくもので、対象者は限定されません。

【手続きの流れ】

- ①本人が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ任意後見人になるべき人と公正証書により任意後見契約を結びます。
- ②判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所に任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申立てを行います。
- ③家庭裁判所において審理が行われます。
- ④任意後見監督人が選任され、あらかじめ締結した任意後見契約に従って、任意後見人による支援が開始されます。

【任意後見人は誰になるか】

本人が十分な判断能力があるうちに、任意後見人になってほしい人を選び契約します（家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、後見が開始されます）。

【費用】

任意後見契約手続き、任意後見監督人選任の申立て手続きに関する費用がかかります。また、任意後見人、任意後見監督人への報酬が必要となる場合があります。